関西国際大学研究紀要　第17号，2016年，157−166

アメリカ中等後教育改善基金における政府間関係の変容
―1972年から1992年まで―

A Study on the Change of Intergovernmental Relationship at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education in the U.S.A
− from 1972 to 1992−

吉　田　武　大*
Takehiro　YOSHIDA

Abstract

The purpose of this investigation is to analyze the change of intergovernmental relationship at the Fund for the Improvement of Postsecondary Education (FIPSE) in the U.S.A, from the enactment of the Education Amendments of 1972 to the establishment of the Higher Education Amendments of 1992.

Previous studies have examined the characteristic of financial assistance made by FIPSE and the tendency of the 1202 state commission after the enactment of the Education Amendment of 1972. However, these studies have not focused on the change of intergovernmental relationship between FIPSE and the section 1202 state commission.

Then, the obtained results are as follows; (1) The intergovernmental relationship between FIPSE and the section 1202 state commission worked not only legally but also practically after the enactment of the Education Amendment of 1972. (2) The provision of the section 1202 state commission was modified, but the provision of the intergovernmental relationship between FIPSE and the 1202 state commission was not modified fundamentally in the Education Amendments of 1980. (3) The provision of the intergovernmental relationship between FIPSE and the 1202 state commission was repealed by the establishment of the Higher Education Amendments of 1992.

キーワード：アメリカ連邦政府，中等後教育改善基金，政府間関係

はじめに

本研究の目的は，アメリカ連邦政府の一部局である中等後教育改善基金（Fund for the

＊関西国際大学教育学部

Improvement of Postsecondary Education，以下，FIPSE）を対象として，1972年教育改正法（Education Amendments of 1972）の成立後から1992年改正高等教育法（Higher Education Amendments of 1992）の制定までにFIPSEと州政府の関係がどのように変容したのかを明らかにすることである。

アメリカにおいては，周知のように，州政府が教育に関する第一義的権限を有しており，中等後教育も例外ではない。とはいえ，このことは，連邦政府が中等後教育に関与しないことを意味するのではない。むしろ連邦政府は，これまでも国家的な必要性に応じて適宜中等後教育に関与してきた。例えば，連邦政府・保健教育福祉省（U.S. Department of Health, Education, and Welfare）の一部局であるFIPSEは，中等後教育機関やその他公立私立の機関を対象として，教育の開発・改善をねらいとした財政援助を実施してきたのである。

州政府が第一義的な権限を有する教育分野において，FIPSEが各州の中等後教育機関等に財政援助を実施しうる法的根拠は1972年教育改正法の第404条（ｂ）に存している。この第404条（ｂ）では，FIPSEが中等後教育機関等への補助金支給を決定するに当たって，同法第1202条に基づいて創設された「州の適切な委員会」（appropriate State Commission，以下，州委員会）に対して，中等後教育機関等から提出された申請書をあらかじめ送付しておくことが求められているのである。

このような規定が設けられた意義は何であったのかという問題意識から，筆者は，連邦政府と州政府の関係に関する1972年教育改正法第404条（ｂ）と第1202条がいかなる経緯のもとで策定されたのかを明らかにしてきた[1)]。しかし，これらの規定がその後どのように変容したのかを検討するには至っていない。また，先行研究においても，FIPSEによる財政援助の特質や展開を整理した研究[2)]や，1972年教育改正法が制定された後の州委員会の動向を記録したもの[3)]が散見される程度であって，FIPSEにおける連邦政府と州政府の関係がどのように展開したのかを正面から取り上げて検討したものはみられない。

1972年教育改正法の成立後，同法第404条（ｂ）と第1202条がどのように変容していったのかを分析することは，アメリカ中等後教育における連邦政府と州政府の関係を考察していく上で基本的な示唆を与えるものと考えられる。

そこで本研究では，冒頭で設定した目的を明らかにするために，FIPSEと州政府の関係に関する1972年教育改正法第404条（ｂ）と，州委員会に関する同法第1202条をめぐって３つの作業課題を設定する。具体的には第１に，1972年教育改正法が成立した後に，FIPSEと州委員会の関係がどのように形成されたのかを検討し，第２に，1980年教育改正法（Education Amendments of 1980）の制定過程において，どのような議論がなされたのかを分析し，第３に，1980年教育改正法の成立後から1992年改正高等教育法の制定に至るまでの動向を考察する。

検討に際しては，主としてFIPSEに関する連邦議会議事録等の議会資料の他，筆者が元FIPSEのプログラム計画担当官（Planning Officer）に対して行ったインタビュー調査[4)]の結果などを素材として進めていくことにする。

Ⅰ　1972年教育改正法成立後の FIPSE と州委員会との関係

1．1972年教育改正法成立から1974会計年度までの動向

1972年教育改正法は，ニクソン大統領の署名を経て，1972年６月23日に制定された。FIPSE と州政府の関係については，第404条（ｂ）において次のように定められている。

第404条（ｂ）プロジェクトもしくはプログラムの申請書が1965年高等教育法[5]第1202条に基づいて創設された州の適切な委員会に提出されない限り，また，保健教育福祉省長官にコメントや推薦を提出する機会が当該委員会に与えられない限り，本条（ａ）以下のいかなるプロジェクトやプログラムに対しても補助金が支給されず，または，契約が締結されることはない[6]。

この条文からも明らかな通り，FIPSE には，第1202条に根拠を有する州委員会に対して，中等後教育機関等から提出された申請書を送付し，コメントや推薦を求めることが義務づけられた。

また，第1202条では，州委員会について次のように規定している。

第1202条（ａ）第1203条あるいは Title X の下で支援を受けることを望むいかなる州も，州内における一般公衆（general public）と，コミュニティカレッジ（Title X に定義されているものとしての），ジュニアカレッジ，中等後職業学校，地域職業学校，技術機関，４年制高等教育機関とその分校を含みながら，公・私立の，そして非営利・営利型中等等後教育機関を広範かつ公正に代表するような州委員会を創設するか，既存の州行政庁あるいは州委員会（州委員会と称されている）を指定する。

（ｂ）州委員会は，必ずしも同委員会の構成員で構成される必要のない委員会（committees）あるいは特別委員会を創設する。また，既存の行政庁等を活用しながら調査を行い，推薦を行う，あるいは，そうでなければ，州委員会の業務に最も関連する機関，利益集団そして社会部門からの利用可能な専門知識に貢献する。

（ｃ）（１）1973年７月１日以降のいかなる時においても，前項（ａ）の下で創設される州委員会を，第105条，第603条，あるいは第704条の下で求められる州行政庁あるいは機関として指定する。そのような場合，この条文の下で創設される州委員会は，州行政庁あるいは機関に対するそうした条文の要望を満たすものとする。

（２）もし州が，前項（１）の指定を行うならば，

（Ａ）教育局長は，指定によって移転された適切かつ効果的な州委員会の役割に対して必要な額を支出する。

（Ｂ）州委員会は，指定されることに関して州行政庁あるいは機関にとっての後継的な行政庁と考えられる。従って，州行政庁あるいは機関による行動は，州委員会によって変更されるまで有効である。

第1202条をめぐっては，1972年教育改正法成立直前の５月18日に，州政府教育協議会（Education Commission of the States）の年次大会において，「広範かつ公正に代表する」をどう解釈すべき

なのかといった，規定の文言等に関する疑問点が出された[7)]。これを受けて，保健教育福祉省教育局（Office of Education）の特別委員会において，1972年教育改正法の施行規則を策定するに当たり，第1202条の文言を検討する作業が行われることとなった。

このような状況のなかで，州委員会の活動を左右する予算配分はどのようなものであったのだろうか。1973年１月29日に連邦議会に提出された1974会計年度の予算には，FIPSE 関連のプログラムは含められていたけれども，州委員会に関連するプログラムは含められていなかったのである。このことは，FIPSE が州委員会との関係を構築するにあたって，前提となる州委員会の創設あるいは指定自体をゆるがしかねない措置であった。

なお，FIPSE と州委員会の関係に関わって，1973年３月６日に開催された予算歳出に関する連邦議会下院下部委員会の公聴会では，保健教育福祉省教育次官補のシドニー・マーランド（Sydney Marland）が，「我々は州委員会の創設を求めるつもりはない。もし，それぞれの州が望むならば，州委員会を創設するのは自由である。しかしながら，そもそも州委員会を創設するかどうか自体が任意なわけであるから，我々は，FIPSE に提出される申請書が州委員会に送付されることを求めてはいない。なぜならば，法律自体がそのようなことを求めていないからである。」[8)]と証言している。この証言では，州委員会を創設し，あるいは指定することが直ちに FIPSE による補助金支給や契約締結の前提となるわけではないとされており，上述の州委員会に対して予算をつけないことと対応している。ただ，第404条（ｂ）の規定にもかかわらず，FIPSE には申請書を州委員会に送付することが求められていないとまで述べるなど，FIPSE と州委員会の法制的な関係が保健教育福祉省の担当者間で十分に共有されていなかったことがうかがえる。

さて，こうした予算の歳出状況等を受けて，当時，保健教育福祉省教育局の臨時局長を務めていたジョン・オッティナ（John Ottina）は，1973年３月７日に州委員会に関するコメントを発表した。そこにおいては FIPSE についても言及しており，予算配分の決定した FIPSE によって補助金の支給あるいは契約の締結がなされることが州委員会の創設を正当化することにはならないと指摘している[9)]。そして結論として，州委員会の創設あるいは指定に関する全ての業務を中止すると発表したのである[10)]。1972年教育改正法を実際に施行する段階に入って，FIPSE と州政府の関係は早くも形骸化しそうな様相となっていた。

２．1975会計年度以降における FIPSE と州委員会との実態的関係

1974会計年度が発表された後，連邦議会の公聴会においては，州政府教育協議会や州高等教育上級担当官会（State Higher Education Executive Officers)，全米職業教育諮問協議会（National Advisory Council on Vocational Education）等が州委員会に関する予算歳出の必要性を主張した。その結果，1975会計年度には予算が支出されることとなった。

そこでオッティナ臨時局長は，1974年３月１日に各州知事宛ての書簡を送り，第1202条に係る予算措置がなされることから，州委員会を創設あるいは指定する場合は保健教育福祉省教育局まで報告してほしい旨依頼した[11)]。この依頼を受けて，43の州とワシントン DC，アメリカンサモア，グアム，プエルトリコが州委員会を創設あるいは指定したのであった[12)]。このように，1972年教育改正法が制定されてから約２年弱の歳月を経て，ようやく州委員会が本格的に制度化されたのである。

それでは，FIPSE と州委員会の間には，実際にどのような関係がみられたのであろうか。以下

では，州委員会の本格的な制度化から1年弱が経過した1975年4月に，州委員会の上級ディレクター（Executive Directors）や計画担当官等の出席のもと，州委員会の現状や課題に関して議論が交わされた会合の記録[13]を基に検討していくこととする。なお，この会合は，保健教育福祉省教育局，州政府教育協議会，アリゾナ州中等後教育委員会（The Arizona Commission for Postsecondary Education），そしてアリゾナ州立大学高等教育研究センター（The Center for the Study of Higher Education at Arizona State University）の共催によって，アリゾナ州立大学で2日間に渡って開催されている。

この会合では，FIPSE の計画担当官であったチャールズ・ヴァンティング（Charles Bunting）による報告も行われた。この報告において，ヴァンティングら FIPSE のスタッフは，1974年に FIPSE に提出された申請書のうち，300もの申請書を州委員会に送付し，その結果，約8割の申請書に関するコメントや推薦が FIPSE に返送されてきたことを明らかにしている[14]。また，これらのコメントや推薦には，申請内容の実行可能性，州の教育方針との関連性，将来にわたる潜在的なインパクトなどが記述されていたという[15]。

このうち，送付した申請書の約8割が返送されたことと関わって，ヴァンティングには，フロアの州委員会関係者からコメントや推薦を FIPSE に送付する義務があるのかとの質問が出された。これに対してヴァンティングは，FIPSE には州委員会のコメントや推薦を求めることが義務づけられているが，州委員会には FIPSE に対してコメントや推薦を行うことが義務づけられているわけではないと回答している[16]。このように，実態としては，州委員会がコメントや推薦を送付しなければならないわけではないことが FIPSE 側から明確に示されたのである。もっとも，だからといって，FIPSE による申請書の採択において，州委員会のコメントや推薦に重要性が全くないわけではない。この点についてヴァンティングは，FIPSE は州委員会のコメントや推薦に従う必要はないと述べつつ，申請書の採否に大きなインパクトを与える場合があると述べ，州委員会によるコメントや推薦の意義にも言及している[17]。

Ⅱ　1980年教育改正法の制定過程における FIPSE と州委員会の関係

1972年教育改正法の成立後，FIPSE と州委員会の関係に関する規定のうち，第1202条が1980年教育改正法の制定に伴って修正されることになった。以下，本節ではこの修正の経緯を検討していくことにする。

1979年7月12日に開かれた第1202条に関する下院の公聴会では，州政府教育協議会のエイムズ・マッギネス・ジュニア（Aims McGuinness, Jr.）が州委員会の果たしてきた役割や現状，そして今後の方向性等について証言を行っている[18]。特に今後の方向性に関しては，第1に，中等後教育の方針，計画，管理そしてデータをめぐって，連邦政府と州政府の関係に関する全ての規定を1つの Title の下に統合すること，第2に，第1202条と第1203条は，連邦政府と州政府間の一般的合意に関する諸規定によって置き換えられるべきこと等を提言した[19]。

このようなマッギネスの証言は条文の修正作業において取り入れられ，最終的には，1980年教育改正法において，第1202条は第1203条として修正されたのであった。この第1203条の一部は以下の通りとなっている[20]。

連邦－州関係：州の合意（Federal-State relationships; state agreements）

第1203条（a）本条第（f）項で記述されているように，申請可能なプログラムの下で補助金の受け取りを希望するいかなる州も，申請可能なプログラムで設定されている目的のために，連邦政府と当該州との関係に関する期間や条件を設定している本条第（b）項に即して，連邦教育省[21]長官と合意に入る。

（b）そうした合意は，以下のような保証を満たすために州によって使われるべき手段の記述を含みながら，州による保証を構成する。

（1）州は，本条第（f）項で記述されているような申請可能なプログラムの目的を順守する際に，プログラムの適切で効果的な管理において必要となるような方法論を提供する。

（2）州は，この法律のいかなる Title の下でも州に対して支払われる連邦政府の補助金の適切な支出と説明を確実にするために必要となるような，財政上の統制と補助金の会計手続きを提供する。

（3）州は，連邦政府外の組織の補助金が連邦政府の補助金によって取って代わられないようにすることを確実にする管理の方針や実践，また，公正で適切な基準が申請可能なプログラムの下での補助金あるいは契約に関する申請あるいは提案書の評価に用いられることを確実にする管理の方針や実践に従う。そして，

（4）州は以下のような総合的な計画，あるいは政策形成プロセスを有する。

なお，第1202条に関する下院の公聴会では，ニューヨーク州教育委員会（New York State Education Department）の高等・専門教育副委員長（Deputy Commissioner for Higher and Professional Education）ドロシー・ハリソン（Dorothy Harrison）が FIPSE への言及を行っている。具体的には，連邦政府と州政府との調整機能の欠如を背景として，管理運営の非効率性，補助金の無駄使い，さらには州法で認められていないような教育機関による活動を連邦政府が是認してしまうような事例が生じていることを指摘し，その事例の１つとして，FIPSE が補助金を支給している教育機関を取り上げていたのであった[22]。

このように公聴会では，FIPSE における連邦政府と州政府の関係が十分に機能していないという指摘も一部にみられた。しかし，その一方で，同じく下院の公聴会においては，全米独立カレッジ・大学協会（National Association of Independent Colleges and Universities）会長であるジョン・フィリップス（John Phillips）が，教育機関から提出された申請書に対して州委員会がコメントする機会を与えられている事例として FIPSE を取り上げ，FIPSE と州委員会の関係が大変よく機能していると証言していたのである[23]。なお，FIPSE 自体に関する下院の公聴会では，州委員会との関係について特段の言及はなされなかった。

これらの公聴会での証言を経て，FIPSE と州政府の関係に関する第404条（b）については，第1202条が第1203条へと新たに修正されたことに対応して，以下のように技術的な修正がなされたにとどまり，条文の趣旨自体は変更されなかったのであった。つまり，

第1002条　プロジェクトもしくはプログラムの申請書が第1203条の下で合意された州の適切な機関（entity）に提出されない限り，そして，連邦教育省長官にコメントや推薦を提

出するための機会がそのような機関に与えられない限り，いかなる補助金も支給されないか，いかなる中等後教育機関のプロジェクトやプログラムに対しても第1001条の下で契約締結となることはない[24)]。

と規定されたのであった。

Ⅲ　1980年教育改正法成立から1992年改正高等教育法制定までの動向

1980年教育改正法の制定によって，FIPSE と州委員会との法制度上の関係は引き続き継続されることとなった。しかし，実態的にみるならば，FIPSE と州委員会の関係が形骸化するような状況が進行していた。

前述のように，FIPSE の計画担当官であったヴァンティングは，州委員会が FIPSE に対してコメントや推薦を報告する義務はないと述べていた。この点について，ヴァンティングによれば，マサチューセッツ州のように非協力的な州委員会も存在していたという[25)]。このように非協力的な州委員会が存在した背景には，そもそも州委員会が設置されていないか，あるいは設置されていても小規模であるが故にコメントや推薦を提出するだけの余裕がない等の事情があった[26)]。また，州委員会が申請書に対して否定的なコメントを述べていたとしても，ヴァンティングら FIPSE の担当官が重要と判断した申請書には，補助金を支給，あるいは契約を締結していたとのことであった[27)]。以上のような事情も相俟って，州委員会からのコメントや推薦を確認し，検討することは，FIPSE の担当官にとっては，次第に「時間の無駄（waste of time）」または「有益ではない（not useful）」ものとなっていったのである[28)]。

FIPSE と州委員会の関係をめぐるこのような実態は，1992年改正高等教育法の制定の際に影響を及ぼしていくことになる。同法に関する下院の法案では，FIPSE と州委員会との関係を規定する条文が引き続き規定されていた[29)]。しかし，上院の法案においては，上述のような実態を反映してか，FIPSE と州委員会の関係を規定する条文が削除されていたのである[30)]。

このような下院と上院の法案の差異を検討するために開催された両院協議会では，FIPSE と州委員会の関係に関する規定についても議論がなされた。そして，申請書が適切な州の機関に提出され，そうした機関が連邦教育省長官にコメントや推薦を提出する機会を持つことができなければ，FIPSE に対して補助金の支給あるいは契約の締結を禁じた第1002条を削除するべきであると上院が主張したのに対して，下院は上院の意見を承認したのであった[31)]。両院協議会におけるこのような合意は，上院および下院それぞれの本会議においても承認され，1992年７月23日に1992年改正高等教育法が成立した。そしてそれとともに，FIPSE と州委員会との法制度上の関係も消滅したのであった。

おわりに

これまで，連邦政府の一部局である FIPSE と州委員会の関係がどのように変容したのかを，1972年教育改正法の成立後から1992年改正高等教育法の制定までの期間を対象として検討してきた。ここで明らかになったことは次の３点に整理される。

第1に，1972年教育改正法の成立後，FIPSEと州委員会の関係が法制的のみならず実態的にも機能していたことである。1972年教育改正法第404条（b）では，同法第1202条に根拠を有する州委員会に対して申請書を送付し，コメントや推薦を求めることがFIPSEに義務づけられていたけれども，FIPSEの計画担当官であったヴァンティングによれば，州委員会にはFIPSEに対してコメントや推薦を提出することが義務づけられていなかった。また，州委員会については，FIPSE創設から2年弱後になってようやく予算歳出の目処がついたということもあって，1974会計年度に全ての州ではなく，43州等で州委員会が創設あるいは指定されたにとどまった。このように，FIPSEにとって，州委員会との関係を構築することが容易ではなかった状況のなかで，FIPSEから州委員会に送付された申請書のうち，約8割の申請書に関してFIPSEにコメントや推薦が提出されていたことを考慮すると，FIPSEと州政府の関係は，1972年教育改正法で規定された法制度上の関係にとどまらず，実態的にも機能していたと指摘することができよう。

第2に，1980年教育改正法において，州委員会の規定は修正されたものの，FIPSEと州委員会の関係に関する規定自体に根本的な変更は加えられなかったということである。州委員会に関する下院の公聴会では第1202条や第1203条の見直しを求める証言がなされたこともあって，これらの規定が1980年教育改正法で修正された。一方，FIPSEと州政府の関係については，連邦政府と州政府の調整機能が欠如していたことにより，州法で認められていないような教育活動を連邦政府が是認してしまった事例の1つとしてFIPSEの支援した教育機関が下院の公聴会で取り上げられていた。しかし，同公聴会では，FIPSEと州委員会の関係は十分に機能しているとの意見が出され，かつ，FIPSEと州委員会との関係についての規定の修正を要望する証言もなされなかったことから，FIPSEと州政府との法制上の関係は引き続き維持されたのであった。

第3に，1992年改正高等教育法の制定によって，FIPSEと州委員会の関係が法制度上，消滅したということである。FIPSEから州委員会に申請書を送付することは義務づけられていたが，州委員会からFIPSEにコメントや推薦を提出することは義務ではなかった。また，ヴァンティングによれば，そもそもFIPSEは州委員会のコメントや推薦に関わりなく，意義のある申請内容であれば採択し，そうでなければ不採択にしていたとのことであった。このような事由によって，州委員会からFIPSEにコメントや推薦を提出することが次第に形骸化していったものと推察される。そして1992年改正高等教育法の制定時には，FIPSEと州委員会の関係を規定した条文自体が削除され，これによって，FIPSEと州委員会との法制上の関係は消滅したのである。

最後に，今後の課題としては以下のことが挙げられる。

まず，FIPSEと申請側である中等後教育機関等の関係に関する展開過程を検討することである。本研究では，FIPSEと州委員会の関係に焦点を当てて，その変容過程を明らかにした。しかし，FIPSEと申請側である中等後教育機関等との関係については検討するに至らなかった。そこで，FIPSEと中等後教育機関等の関係をめぐってどのような規定が制度化され，その規定がいかに変容していったのかを分析することで，連邦政府の一部局であるFIPSEと中等後教育機関等との補助金支給をめぐる動態的な関係の描出が可能になる。

次に，FIPSEに対して教育開発・改善に関する優先事項を提言する全米FIPSE委員会（National Board of FIPSE）が設置された経緯とその意義を明らかにすることである。全米FIPSE委員会は1980年教育改正法の制定に伴って連邦政府内に設置された。同委員会は，FIPSEが補助金の公募を行う際に，教育の開発・改善に関する優先事項をFIPSEに対して助言する役割を有してい

る。そもそもFIPSEは創設以降，中等後教育機関等から提出された申請書のなかで優れたものに対して補助金を支給してきた。換言すれば，FIPSEは中等後教育機関等の創意工夫を重視してきたといえる。そうした状況のなかにあって，全米FIPSE委員会が設置された背景は何であったのかを分析することによって，FIPSEと中等後教育機関等との関係の実相がより明瞭になると考える。

【注】

1）吉田武大「アメリカ中等後教育改善基金における政府間関係の形成－1972年教育改正法の制定過程の検討を通して－」『関西国際大学紀要』第16号，2015年，145-158頁。

2）Jan Shefter, Diane Pelavin, and Martin Orland, *History and Development of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education*, NTS Research Corporation, 1980., Sol Pelavin, Becky Hayward, Diane Pelavin, and Martin Orland, *An Evaluation of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education － Volume II: Final Report －*, NTS Research Corporation, 1982.

3）McKinney Harry, *Section 1202 and statewide planning for public community and junior colleges: the new reality*, Florida State University, 1974., Aims McGuinness, *The Changing map of postsecondary education － State postsecondary education commissions(1202): their origin, development and current status －*, 1975., Lawrence E. Gladieux, and Thomas R. Wolanin, *Congress and the Colleges － The National Politics of Higher Education*, Lexington Books, 1976.

4）筆者は，2011年８月15日に，アメリカ，バーモント州の元FIPSE計画担当官チャールズ・ヴァンティングの自宅にて，同氏に対して聞き取り調査を実施した。

5）1965年高等教育法が改定されて1972年教育改正法になっているため，「1965年高等教育法1202条」は「1972年教育改正法1202条」と同義である。

6）United States Congress（以下，USC），*United States at Large containing the laws and concurrent resolutions enacted during the second session of the ninety-second congress of the United States of America -1972 and proposed amendment to the constitution and proclamations-*, Volume 86, 1973, p.328.

7）Aims McGuinness, *op. cit.*, pp.52-53.

8）United States Congress House of Representatives（以下，USCHR），*Departments of Labor and Health, Education and Welfare Appropriations for 1974, Hearings before a Subcommittee of the Committee on Appropriations House of Representatives, ninety-third congress, first session, Part 2 Department of Health, Education, and Welfare: Education Division*, 1973, p.36.

9）Aims McGuinness, *op. cit.*, p.183.

10）*Ibid.*

11）*Ibid*, p.72.

12）McKinney Harry, *op. cit.*, p.3.

13）Robert Fenske, *Current status, planning and prospects of the 1202 state postsecondary commission*, 1975.

14）*Ibid*, pp.89-90.

15）*Ibid*, p.90.

16）*Ibid*, p.93.

17）*Ibid*, pp.93-94.

18）*USCHR, Reauthorization of the Higher Education Act and Related Measures Part7－Hearings before the Special Subcommittee on Postsecondary Education of the Committee on Education and Labor House of Representatives ninety-sixth congress first session －*, 1979, pp.271-328.

19）*Ibid*, pp.305-306.

20）USC, *United States at Large containing the laws and concurrent resolutions enacted during the second session of the ninety-second congress of the United States of America -1980 and proclamations-*, Volume 94, Part2, 1981, pp.1493-1495.

21）保健教育福祉省教育局は，1979年に連邦教育省組織法（Department of Education Organization Act）が制定されたことによって，連邦教育省（U. S. Department of Education）へと組織再編されている。

22）USCHR, *op. cit.*, 1979, pp.333-334.

23）*Ibid*, p.398.

24）USC, *op. cit.*, 1981, p.1489.

25）チャールズ・ヴァンティングへの聞き取り調査結果より。（聞き取り調査日：2011年８月15日）

26）同上。

27）同上。

28）同上。

29）USCHR, *Higher Education Amendments of 1992－Report of the Committee on Education and Labor House of Representatives 102d Congress 2d Session together with dissenting and additional views* －, 1992, p.619.

30）United States Congress Senate, *Reauthorizing the Higher Education Act of 1965－ Report of the Committee on Labor and Human Resources United States Senate to accompany S.1150 to reauthorize the Higher Education Act of 1965 and for other purposes together with additional and minority views*, 1991, p.151.

31）USCHR, *Higher Education Amendments of 1992－House of Representatives 102d Congress 2d Session Report102-630－* , 1992, p.414.

【付記】
本研究は，科学研究費補助金（若手研究（B），課題番号：25780499）による成果の一部である。